北塩原村工事等入札指名停止取扱要綱の運用基準

北塩原村工事等入札指名停止取扱要綱(以下「要綱」という。)の運用基準について、次のとおり定める。

1 要綱第2条関係

- (1) 有資格業者(指名停止の期間中のものを含む。)が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとする。
- (2) 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。
- (3) 「一般工事等」(別表第1第3号、第6号及び第8号関係)には、喜多方地方広域市町村圏組合管内又は会津耶麻町村会管内のすべての工事等を含むものとし、一般工事等における基準により指名停止の措置を行う。
- (4) 一般工事等のうち、村以外が指名停止の措置を講じたときは、指名停止措置期間における当該有資格業者の指名は行わない。なお、当該有資格業者を現に指名しているときは、委員会の審議を経て、指名停止措置を決定された場合は、指名を取り消すものとする。

2 要綱第3条関係

- (1) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を 共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の 措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止につ いては、要綱第4条第2項の規定に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対 象としないものとする。
- (2) 共同企業体について指名停止を行う場合で、当該工事の施工方法が共同施工方式でなく、分担施工方式である等、明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる有資格業者の構成員については除くものとする。

3 要綱第4条関係

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4 要綱第5条関係

- (1) 「悪質な事由があるとき」(第2号及び第3号関係)とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (2) 「他の公共機関の職員」(第3号並びに別表第2第2号及び第3号関係)とは、刑法 (明治40年法律第45号。以下「刑法」という。)第7条第1項に定める国又は地方公共 団体の職員その他法令により公務に従事する職員、議員委員その他の 職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。

5 要綱別表第1関係

(1) 一般工事等の粗雑工事

一般工事等における過失による粗雑工事(第3号関係)について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監督処分がなされた場合とする。

(2) 事故の場合の例外

公衆損害事故(第5号及び第6号関係)又は工事関係者事故(第7号及び第8号関係) が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わない ものとする。

- ア 作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(公 道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等を いう。)
- イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故(適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことに生じた事故等をいう。)

(3) 安全管理措置の不適切

村発注工事等における事故 (第5号及び第7号関係) で安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とし、一般工事等における事故 (第6号及び第8号関係) で安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてイの場合とする。ただし、村発注工事等における事故について、イによることが適当である場合は、これによることができる。

- ア 発注者が設計図書等により図体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置 していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任 が明白となった場合
- イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の違反 の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

6 要綱別表第2関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条に違反した場合(第4号から第6号まで)は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法 人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- (3) 独占禁止法第8条第1項第1号に違反した場合(第4号及び第5号関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- (4) 別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度 が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかっ たと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期 間が別表第2第4号及び第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要綱 第4条第3項の規定を適用するものとする。
- (5) 「業務」(第4号及び第8号関係)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の 業務全般をいうものとする。
- (6) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」(第8号関係)とは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が当該部局が所管する 区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで 公訴を提起された場合
 - イ 村発注工事等に関して、落札決定後辞退(配置予定技術者の死亡により代わりの技 術者を配置することができない等のやむを得ない場合を除く。)、有資格業者の過失 による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

7 その他

この基準に定めのないものは、別に委員会において協議の上定める。

附則

(施行期日等)

この基準は、令和3年10月1日から施行する。